

那覇市告示第 160 号  
令和 6 年 6 月 19 日

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和 47 年那覇市条例第 80 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について(令和 6 年 1 月那覇市告示第 475 号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 6 年 7 月 31 日とする。

那覇市長 知念 覚



| 都道府県 | 指定地域  |
|------|---|
| 富山県  | 全域  |
| 石川県  | 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北市、河北郡津幡市、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町 |